

**島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会**  
**第 5 回会議 議事録**

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 1 0 日（月） 1 6 時 5 5 分～ 2 2 時 3 3 分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出 席 者 公益代表委員 出席 3 名 定数 3 名  
労働者代表委員 出席 3 名 定数 3 名  
使用者代表委員 出席 3 名 定数 3 名
- 4 主要議題 ○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第 5 回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日は、会議次第が 1 枚、また、机上資料として山陰の金融経済動向、こちらは第 4 4 6 回会議でお配りしました資料ナンバー 9 の更新部分となっております、こちらをお配りしております。以上です。

【部会長】 次に、事務局から定足数及び会議の公開状況を報告してください。

【係 長】 委員の出席状況を報告します。本日は委員の皆様全員に出席をいただいております。定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては、公開となっております。本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示しました結果、5 名の傍聴希望者であり、本日は 2 名の方が傍聴されますので、併せてご報告をいたします。

【部会長】 前回の第4回専門部会では、労働者側引上額64円、使用者側引上額48円と労使双方の金額の提示がありましたが、金額に16円の開きがあるなど、いくつか更なる議論を行う必要があることから、今回の専門部会に持ち越すことになっておりました。まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けて何かご発言があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「ありません。」）

【部会長】 ないようであれば休会といたします。委員の方々は各々別室にてお話しください。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますがご退出願います。

（休 会）

（再 開）

【部会長】 会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額を提示いただき、労働者側がプラス62円、使用者側はプラス51円の提示があり、現時点では、なお労使双方の主張に開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第6回の専門部会において金額の審議を行いたいと思います。

【部会長】 会議次第の3番目のその他ですが、委員の皆様、何かありますか。

（「ありません。」）

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室 長】 次回の開催日程ですが、次回は８月１３日の木曜日、１３時００分の開催を予定しておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」）

【部会長】 それでは次回第６回専門部会は８月１３日の１３時００分から開催します。

次回専門部会は公開とし、議事録も公開とします。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第５条第１項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第６条第２項により非公開、同条第３項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。